

合同会社白石越河風力「(仮称)白石越河風力発電事業 環境影響評価
準備書」に対する勧告について

令和4年3月17日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)白石越河風力発電事業 環境影響評価準備書」について、合同会社白石越河風力に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 宮城県白石市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大38,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成30年 6月25日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年 9月 7日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成30年 9月14日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成30年11月 8日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成31年 1月25日
宮 城 県 知 事 意 見 受 理	平成31年 4月24日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 元年 6月 3日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 3年 6月23日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 3年 8月31日
宮 城 県 知 事 意 見 受 理	令和 3年12月27日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 4年 1月14日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 4年 3月17日

問合せ先: 電力安全課 沼田、江藤
電 話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

○事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、環境保全措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

エ 事業の実施により尾根部が改変されることで、カモシカやカラ類等の生息環境への影響が懸念されることから、必要に応じこれらの生息状況への影響について事後調査を行うこと。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

対象事業区域及びその周辺は、白石市水道水源保護条例に基づく水道水源保護地域に指定されているほか、小規模水道原水取水口等も存在することから、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた上で、沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。また、対象事業実施区域及びその周辺では、サシバの営巣及び繁殖並びに渡りの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施によるこれらの鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されており、営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。対象事業実施区域の一部がクマタカの高利用域となっていることから、評価書の作成までに、専門家等の助言を踏まえ、風力発電設備の配置の変更等の環境保全措置を適切に講ずること。

イ クマタカ及びサシバの繁殖活動への影響が懸念されることから、専門家等の助言を踏まえ、営巣期は高利用域における風車敷、道路等の建設や大規模な森林伐採等の工事を回避する等の環境保全措置を講ずること。

ウ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、クマタカ及びサシバの繁殖及び行動状況に係る事後調査を適切に実施するとともに、希少猛禽類等の重要な鳥類の衝突や移動の阻害等の重大な影響が認められた場合は、専門家等の助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

エ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡又は傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡及び調整、死亡又は傷病個体の搬送、関係機関による原因分析並びに傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 土地改変に対する環境影響

本事業は、既設の道路等を活用することで、土地の改変面積を小さくする計画としているものの、風力発電設備の設置及び既設の道路の拡幅等により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されていることから、これらの土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の崩落又は流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。このため、ヤード、道路等の設計や工法に関して、更に検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化する等により、土地の改変に伴う水環境、植物、生態系等への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 廃棄物等について

風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設等に関する工法の工夫等により、残土及びコンクリート塊の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する残土及びコンクリート塊については、可能な限り再生資源として利用を図ること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。